

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（1件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 実習助手
- (3) 年 齢 19歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和3年9月16日

4 処分理由

校長から、生徒との私的なSNS等を通じたやり取りを禁止すると指導を受けていたにもかかわらず、令和3年4月21日午後3時40分頃から同日午後6時45分頃までの間に、自宅等において、勤務校生徒に対して、スマートフォンを使用して、不適切な内容を含むメッセージを送信し、同生徒に不快感を与えるなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）